

令和5年度 安全報告書

北海道航空株式会社

※ 本報告書は、航空法第111条の6の規定に基づいて作成されています。

(1) 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

① 安全方針

関係法令の遵守と、安全管理体制の継続的改善により、安全の維持を会社の最優先事項としています。

② 安全目標

「安全は 信頼の中にも 再確認」を安全標語に掲げ、安全最優先を全ての原点に無事故・無災害を達成することを目標としています。

③ 安全目標達成の方策

「関知、熟知、周知」を行動指針にし、一人ひとりの努力と協力のもと、業務に取り組むことで無事故・無災害を達成していきます。

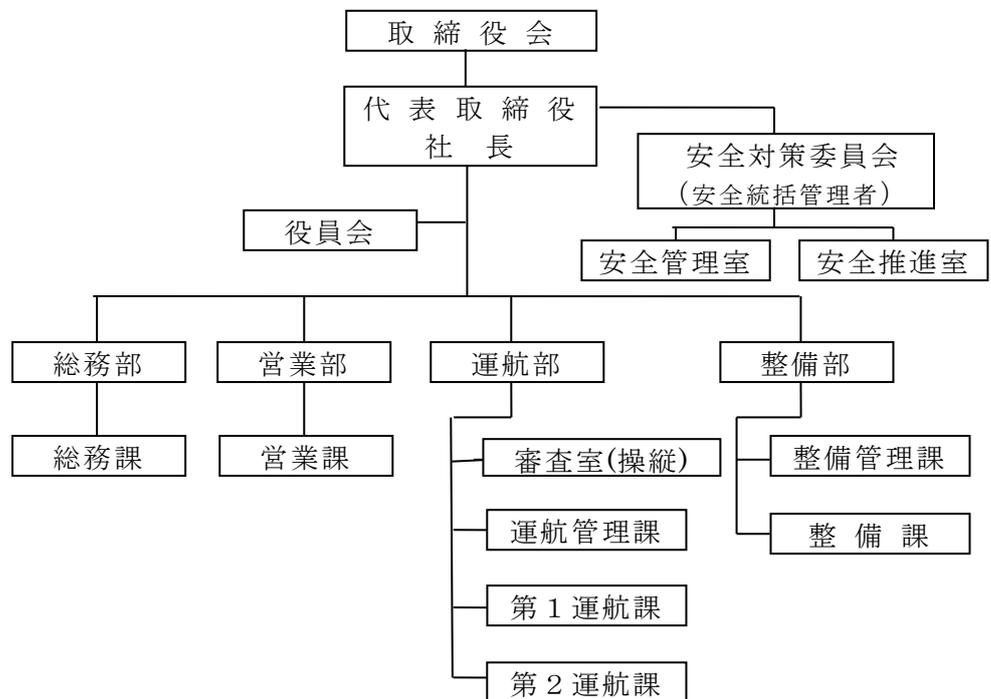
(2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

① 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

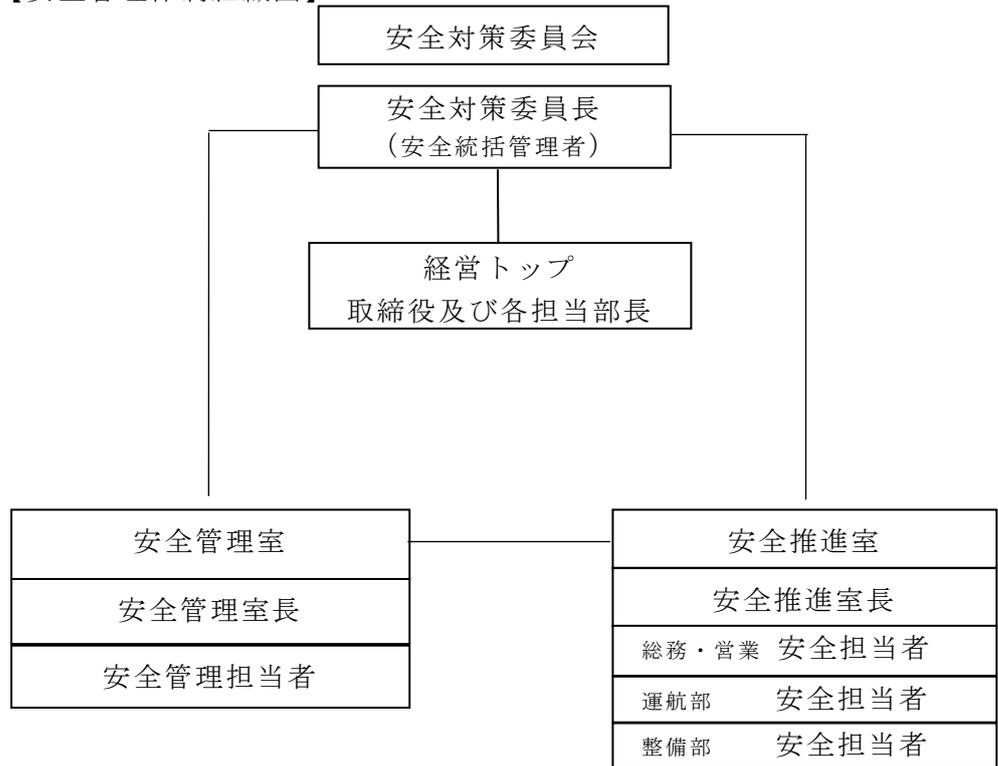
令和6年3月31日現在

イ) 全体及び安全確保に関する組織の組織図

【北海道航空株式会社組織図】



【安全管理体制組織図】



ロ) 経営の責任者による輸送の安全の確保に係わる責務

経営トップは、航空安全確保の為、下記に掲げる事項について主体的かつ積極的に関与し、リーダーシップを発揮する。

- (1) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を会社内部へ徹底する。
- (2) 安全方針を策定する。
- (3) 安全推進室長に指示し、重視事項を策定する。
- (4) 重大な事故等への対応を実施する。
- (5) マネジメントレビューを実施する。
- (6) PDCA サイクル（計画の策定、実行、チェック、改善のサイクル）の仕組みの導入とその有効活用を図り、会社全体の安全管理システムを構築し、適切に運営する。
- (7) 安全統括管理者の意見を尊重して安全施策や安全対策等に係わる最終判断を行う。

ハ) 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

- (1) 安全統括管理者は、安全対策委員長としての責務及び権限を有し、安全管理体制の適切な運営及び事業者内の安全優先意識の徹底を行う。
- (2) 飲酒対策に関し、会社内の飲酒対策を総括管理すると共に、アルコール教育やアルコール検査等飲酒対策を含む安全施策及び安全投資の決定等の安全に関する重要な経営判断に直接関与する責務と権限を有する。

ニ) 安全統括管理者の選任の方法に関する事項

- (1) 安全統括管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者で、かつ航空運送事業の実施若しくは管理の総括に関する業務経験を通算して3年以上有する者であること。

ホ) 各組織の機能・役割の概要

I 安全対策委員会

- (a) 安全運航を確保・推進する事を目的に、全社的な安全方針の決定及び安全に係わる重要な施策の検討を行い、安全施策・安全投資に係わる最終判断を行います。
- (b) 基本的な安全方針を社内全体に浸透させ、事業運営上の安全に係わる情報の共有化を図ります。

II 安全管理室

- (a) 安全に関する重要事項を的確に把握し、安全統括管理者が安全推進活動に関する判断を適切に下せるよう、客観的な立場で報告する等、安全統括管理者を補佐します。
- (b) 安全に係わる組織、制度、規定類等、安全管理の体制が有効に機能しているか、安全監査を実施しています。

III 安全推進室

- (a) 安全推進室は、安全推進室長を業務の責任者とし、各部の安全担当者が構成要員となり、安全統括管理者直轄の独立した安全推進業務を担当しています。
- (b) 「年度事故防止計画」を作成し、安全推進全般の統括、安全業務の指導及び統制をとるとともに、安全情報、不具合・不安全事象の調査・分析を行いリスク情報等の関連情報を共有化しています。

へ) 各組織における人員数

I 安全対策委員会	14名 (安全管理室、安全推進室を含む。)
II 安全管理室	5名
III 安全推進室	6名

ト) 航空機乗組員及び整備従事者の数

I 航空機乗組員 (機長)	12名
II 整備従事者 (有資格者)	15名

チ) 運航管理担当者の数 12名

② 日常運航の支援体制

イ) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容

航空局が規定する「運航規程審査要領」、「整備規程審査要領」及び「航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領 (安全関係)」に基づいて作成認可された「運航規程」及び「整備規程」、「業務規程」等に基づき適切に実施しています。

ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

安全推進室は、不安全、不具合事案等の情報を収集、原因を究明し、再発防止・未然防止のための対策を検討し、原因・対策報告書を作成します。作成された原因・対策報告書を、全社員に回覧し情報を共有しています。

ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

- I 「年度事故防止計画」に於いて、その年度の安全目標を掲げてそれを計画的に実行し、安全推進活動の実施成果を明らかにすると共に、事後の施策・改善に反映しています。
- II 安全教育を計画的に定期及び随時に実施しています。
- III 安全会同を実施し、安全に関する必要な事例・対策及び検証事項等の周知徹底を図っています。
- IV 安全点検等を定期的に実施し、現状を把握分析、潜在的事故要因の早期発見と早期対策を図っています。
- V 安全に係わる情報を基に安全推進室が発行する安全情報、安全警報を都度回覧して注意喚起と意思疎通を図っています。
- VI 安全に係わる事故防止計画が適切に遂行されている事を検証するため、安全管理体制の適合性と有効性を安全監査において定期的に確認しています。

③ 使用している航空機に関する情報 (令和6年3月31日現在)

イ) 保有している航空機の機種

- I セスナ式 172R型
- II セスナ式 TU206G型
- III ビーチクラフト式 C90A型
- IV アエロスパシアル式 AS350B2型
- V ユーロコプター式 EC135T2型
- VI ユーロコプター/アエロスパシアル式 AS365N2型
- VII ユーロコプター式 AS365N3型

ロ) 機種別の数、代表的座席数、平均年間飛行時間、導入開始時期及び平均機齢

機 種	機 数	座 席 数	平均年間飛行時間	導入開始時期	平均機 齢
セスナ式 172R型	1	4	163 時間	2000. 10	24年8ヵ月
セスナ式TU206G型	3	2~6	120 時間	1985. 4	41年10ヵ月
ビーチクラフト式C90A型	1	7	36 時間	2013. 3	32年6ヵ月
アエロスパシアル式AS350B2型	2	6	52 時間	1991. 10	30年5ヵ月
ユーロコプター式 EC135T2型	1	5	124 時間	2002. 11	21年5ヵ月
ユーロコプター/アエロスパシアル式 AS365N2型	2	8~11	74 時間	1997. 1	25年4ヵ月
ユーロコプター式AS365N3型	1	9	84 時間	2007. 3	17年6ヵ月

ハ) 全体の平均機齢

30年9ヵ月

ニ) 救急用具の装備状況

規則第150条に基づき、水上を飛行する場合は、旅客の安全を確保するため救命胴衣等の救急用具を装備している。

- (3) 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項 (令和6年3月31日現在)
法第111条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」
(事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル)の発生状況

航空事故や重大インシデントに至らなかったものの、航空機の運航に安全に支障を及ぼす事案が1件ありましたが、本件に関する航空局等への報告及び再発防止策は終了しております。

エンジン補機装備品の整備間隔を越えて運航した事態

概要

JA8882(ビーチクラフト式C90A型機)のエンジン補機装備品において、エンジン製造者の技術情報に基づいて整備間隔(オーバーホール使用時間)が設定されていなかったため、2018年から不具合発生時の交換による時間管理化を進めていたところ当該技術情報が推奨する整備間隔を越えて運航を行いました。

事態の処置

当該機の運航を停止するとともに、エンジンメーカーに追加点検等について問い合わせましたが、当該部品を交換することでその他の追加点検及び処置は必要ない旨の回答を得て通常運航に戻りました。併せて、保有する他の航空機について、同種の事案がないことを確認しました。

- (4) 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

- ① 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

※ 処分等はありません。

- ② 安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には当該措置

イ) 年度の半期毎に安全推進活動に係る各種事業内容を見直し、必要に応じて計画変更を行い、更に安全性を高めています。

ロ) PDCAサイクルによる各種業務及び規程等を見直しを継続しています。

ハ) 安全情報の収集・活用を図り、安全教育に反映しています。

- ③ 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

今年度は航空事業に携わる中で数件の不具合の発生はありましたが、事案を確認し、全社員に水平展することで注意喚起を促すと共に、原因及び対策を検証し情報の共有と所要の教育を実施して未然防止及び再発防止に努めています。

イ) 主要な安全に関する目標達成度

安全指標	数値目標	達成度
1 航空事故及び重大インシデント発生件数	0 件	0 件
2 人的要因による不安全発生件数	0 件	1 件
3 ヒヤリハット報告件数	15 件	13 件

ロ) 安全達成度の管理・監視方法

安全達成度の管理・監視方法	計画回数	達成度
1 安全教育、訓練等の実施回数	25 回	28 回
2 航空安全情報等の発行件数	20 件	27 件
3 社内監査の実施	7 回	7 回
4 安全対策委員会の開催	3 回	3 回

ハ) 当該事業年度の安全状況の総括的評価

令和5年度は、人的要因による不安全事案が1件発生しましたが、安全運航に対する高い意識の維持と努力の継続により、航空事故及び重大インシデント発生件数は、目標通り「0」とすることができました。

④ 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取り組み目標等の事項

イ) 令和6年度安全目標

「安全は、見る目 気付く目 予知する目」を安全標語に掲げ、安全最優先を全ての原点に、無事故・無災害を達成することが目標であります。

ロ) 令和6年度の主要な安全指標

安全指標	安全目標値
1 航空事故又は重大インシデント発生件数	0 件
2 飲酒及び人的要因による不安全事案発生件数	0 件
3 ヒヤリハット報告件数	15 件

ハ) 安全目標値達成に向けた安全推進活動の管理・監視方法

安全達成度の管理・監視方法	計画目標値
1 安全教育、訓練等の実施	28 回
2 航空安全情報等の発行件数	35 件
3 社内監査の実施	4 回
4 安全対策委員会の開催	2 回